

香川県報



号 外

平成 15 年

7月1日(火曜日)

規 則

目 次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

- 香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則 (行政企画課) 一
- 香川県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (環境・水政策課)
- 監査委員規程

- 香川県監査委員事務局規程の一部を改正する規程 九
- 企業管理規程

- 香川県水道局県営水道事務所事務決裁規程

規 則

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第七十六号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則

香川県出先機関事務決裁規則（昭和四十四年香川県規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表二「服務関係事務の項所長等専決事項の欄第十号中、「田々耐田羅加」を、「野野羅加」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第七十七号

香川県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

香川県立自然公園条例施行規則（平成三年香川県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雑則（第二十四条・第二十五条）」を「第四章 風景区保護協定及び第五章 雑則（第二十四条・

県立自然公園管理団体（第二十三条の二 第二十三条の五）に改める。

第二十五条）

第二条に次の一号を加える。

十二 自然再生施設（損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。）

第十七条第一項第十一号中「第十一条第三項第十一号」を「第十一条第三項第十三号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「第十一条第三項第十号」を「第十一条第三項第十二号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号中「第十一条第三項第九号」を「第十一条第三項第十号」に、「特別地域内高山植物等採取（損傷）許可申請書」を「特別地域内指定植物採取（損傷）許可申請書」に改め、同号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 条例第十一条第三項第十一号に掲げる行為 特別地域内指定動物捕獲（殺傷）等許可申請書（第十六号様式の二）

第十七条第一項第八号中「第十一条第三項第八号」を「第十一条第三項第九号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第十一条第三項第七号」を「第十一条第三項第八号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 条例第十一条第三項第七号に掲げる行為 特別地域内土石等集積（貯蔵）許可申請

書(第十三号様式の一)

第十七条の次に次の一条を加える。

(特別地域内における行為の許可基準)

第十七条の二 条例第十一条第四項に規定する規則で定める基準は、自然公園法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十一号)第十一条の規定の例によるものとする。

第十八条第一項中「第十一条第五項、第六項又は第七項」を「第十一条第六項、第七項又は第八項」に改め、同項第一号中「第十一条第五項」を「第十一条第六項」に改め、「第十九号様式」の下に「又は第十九号様式の一」を加え、同項第二号中「第十一条第六項」を「第十一条第七項」に改め、同項第三号中「第十一条第七項」を「第十一条第八項」に改め、同条第二項中「前条第二項各号」を「第十七条第二項各号」に、「前条第二項第一号」を「同条第二項第一号」に改める。

第十九条中「第十一条第八項第二号」を「第十一条第九項第三号」に、「に掲げるとおり」を「のとおり」に改める。

第二十二条中「第十二条第七項第二号」を「第十二条第七項第三号」に改める。

第二十三条第三項中「同条第五項若しくは第七項」を「同条第六項若しくは第八項」に改める。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 風景地保護協定及び県立自然公園管理団体

(風景地保護協定の基準)

第二十三条の二 条例第十七条第三項第三号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 風景地保護協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 風景地保護協定区域は、現に耕作の目的又は耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的(以下「耕作の目的等」という。)に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれる農用地以外の農用地を含んではならない。

三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項は、枯損した木竹又は危険な木材の伐採、木竹の本数の調整、整枝、火入れ、草刈り、植栽、病害虫の

防除、植生の保全又は復元、歩道等施設の維持又は補修その他これらに類する事項で、自然の風景地の保護に関連して必要とされるものでなければならぬ。

四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、植生の保全又は復元のための施設、巣箱、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、自然の風景地の適正な保護に資するものでなければならぬ。

五 風景地保護協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。

六 風景地保護協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであつてはならない。

七 風景地保護協定は、関係法令等及び関係法令等に基づく計画と整合性のとれたものでなければならない。

八 風景地保護協定は、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)又は海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)その他これらの関係法令等の規定に基づく公共用物の管理に特段の支障が生じないものでなければならない。

(風景地保護協定の公告)

第二十三条の三 条例第十八条第一項(条例第二十一条において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項を香川県報に登載して行つものとする。

- 一 風景地保護協定の名称
 - 二 風景地保護協定区域
 - 三 風景地保護協定の有効期間
 - 四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法
 - 五 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設
 - 六 風景地保護協定の縦覧場所
- (風景地保護協定の締結の公告)
- 第二十三条の四 前条の規定は、条例第二十条(条例第二十一条において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。
- (県立自然公園管理団体の指定基準)

第二十三条の五 条例第二十三条第一項の規定による県立自然公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

一 自然の風景地の保護とその適正な利用の推進を目的とするものであること。

二 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第二十四条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる技術的な基礎を有するものであること。

三 十分な活動実績を有していることその他条例第二十四条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。

四 営利を目的としないことその他条例第二十四条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

第二十四条中「第十七条第四項」を「第二十九条第四項」に改める。

第二十五条中「第十八条第三項」を「第三十条第三項」に改める。

別表第一第七号中、「昭和三十九年法律第百六十七号」を削り、「昭和三十年法律第二十九号」を「明治三十年法律第二十九号」に改め、「(昭和三十一年法律第百一条)」を削り、同表中第六十二号を第七十六号とし、第五十二号から第六十一号までを十四号ずつ繰り下げ、同表第五十一号中、「第二条第一項に規定する海岸保全施設」を「第二条第二項に規定する一般公共海岸区域又は同法第三条第一項に規定する海岸保全区域」に改め、同号を同表第六十五号とし、同表中第五十号を第六十四号とし、第四十四号から第四十九号までを十四号ずつ繰り下げ、同表第四十三号中、「第十一条第三項第九号」を「第十一条第三項第十号」に改め、同号を同表第五十三号とし、同号の次に次の四号を加える。

五十四 有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

五十五 県立自然公園において鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第九条第一項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

五十六 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

五十七 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。

別表第一第四十二号の次に次の十号を加える。

四十三 一・五メートル以下の高さで、かつ、十平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。

四十四 耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないものを行うこと。

四十五 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵すること。

四十六 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵すること。

四十七 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

四十八 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

四十九 海岸法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域又は同法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

五十 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

五十一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

五十二 港湾法第二条第五項に規定する港湾施設において荷役の目的に必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

別表第二一号中「第四十四号又は第四十五号」を「第五十八号又は第五十九号」に改める。

第十三号様式の次に次の一様式を加える。

第13号様式の2（第17条関係）

特別地域内土石等集積（貯蔵）許可申請書	
年 月 日	
香川県知事	殿
申請者 住 所 氏 名 ㊟	
（法人にあつては、主たる事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名）	
香川県立自然公園条例第11条第3項の規定により、 県立自然公園 の特別地域内における土石等集積（貯蔵）の許可を受けたいので、次のとおり申請 します。	
目 的	
行 為 の 場 所	市 郡・町・大 字・字・地 番（地 先）
行 為 の 場 所 及 び そ の 付 近 の 状 況	
集 積（貯 蔵）物 類 の 種 類	
施 行 方 法	集積（貯蔵）方法
	土地 使用 面積 及 び 集 積（貯 蔵） す る 高 さ
	関 連 行 為 の 概 要
	集 積（貯 蔵）設 備
行 為 の 予 定 期 日	着 手
	完 了
備 考	

注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第十七条第五号「特定地域内高山植物等採取（損傷）許可申請書」を「特定地域内指定植物採取（損傷）許可申請書」に、「高山植物等の」を「指定植物の」に改め、同条の次に次の一様式を加える。

第16号様式の2（第17条関係）

特別地域内指定動物捕獲（殺傷）等許可申請書	
香川県知事 殿	年 月 日
申請者 住 所 氏 名 ㊟	
（法人にあつては、主たる事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名）	
香川県立自然公園条例第11条第3項の規定により、 県立自然公園 の特別地域内における指定動物の捕獲（殺傷）（指定動物の卵の採取（損傷））の許 可を受けたいので、次のとおり申請します。	
目 的	
行 為 の 場 所	市 郡・町・大 字・字・地 番（地 先）
行為の場所及び その付近の状況	
動物（卵）の種類	
施 行 方 法	捕 獲（殺 傷） （採取（損傷）） 物 の 数 量
	捕 獲（殺 傷） （採取（損傷）） の 方 法
行為の予定期日	着 手
	完 了
備 考	

- 注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第十九号様式(その一)中「第11条第5項」を「第11条第6項」に改め、同様式を第十九号様式とする。

第十九号様式(その二)中「第11条第5項」を「第11条第6項」に改め、同様式を第十九号様式の二とする。

第二十号様式中「第11条第6項」を「第11条第7項」に改める。

第二十一号様式及び第二十二号様式中「第11条第7項」を「第11条第8項」に改める。

第二十三号様式本文中「及び第6号から第8号まで」を「、第6号、第8号及び第9号」に改める。

第二十四号様式(その一)を次のように改め、第二十四号様式(その二)から第二十四号様式(その四)までを削る。

第24号様式（第24条関係）

(表面)

9センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

写
真

所 属

職 名

氏 名

年 月 日

香川県知事 印

6センチメートル

上記の者は、香川県立自然公園条例第14条第2項、第16条第2項及び第29条第1項並びに香川県立自然公園条例施行規則第11条第1項（同規則第15条において準用する場合を含む。）の職員であることを証明する。

(裏面)

香川県立自然公園条例（抜粋）

(報告の徴収、立入検査等)

第14条 (省略)

2 知事は、第11条第3項、第12条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員に、県立自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第11条第3項各号若しくは第12条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3・4 (省略)

(利用のための規制)

第16条 (省略)

2 当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号に掲げる行為をしている者があるときは、当該行為をやめるべきことを指示することができる。

3 (省略)

(実地調査)

第29条 知事は、県立自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2～5 (省略)

香川県立自然公園条例施行規則（抜粋）

(報告の徴収及び立入検査)

第11条 知事は、事業者に対して、公園事業の執行に関し報告を命じ、又は当該職員に公園事業に係る施設に立ち入り、その設備及び帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは公園事業の執行に関し質問させることができる。

2・3 (省略)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

監査委員規程

香川県監査委員事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十五年七月一日

香川県監査委員

鎌田守恭

同

名和基延

同

石川稠治

同

広瀬員義

香川県監査委員規程第二号

香川県監査委員事務局規程の一部を改正する規程

香川県監査委員事務局規程（昭和四十七年香川県監査委員規程第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第八号中「日々雇用職員」を「臨時職員」に改める。

附則

この規程は、平成十五年七月一日から施行する。

企業管理規程

香川県水道局営水道事務所事務決裁規程をここに公布する。

平成十五年七月一日

香川県知事

真鍋武紀

香川県企業管理規程第四号

香川県水道局営水道事務所事務決裁規程

（趣旨）

第一条 この規程は、水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例（昭和四十三年香川県条例第三号）第三条に規定する管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務で県営水道事務所において処理するものの決裁に関し、

別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 決裁 管理者の権限に属する事務又は所長に委任された事務の処理について、意思の決定を行うことをいう。

二 専決 管理者の権限に属する事務について、常時、管理者に代わって、所長又は場長が決裁することをいう。

三 代決 課長が、一時、所長に代わって決裁することをいう。

四 所長 香川県水道局組織規程（昭和四十四年香川県企業管理規程第一号。以下「組織規程」という。）第八条第一項に規定する所長をいう。

五 課長 組織規程第八条第一項に規定する課長をいう。

六 場長 組織規程第十二条第一項に規定する場長をいう。

（委任）

第三条 別表第一に掲げる事項に係る権限は、所長に委任する。

（専決）

第四条 所長は、別表第二に掲げる事項を専決するものとする。

2 所長が指定する場長は、別表第三に掲げる事項を専決するものとする。

3 前項に規定する場長以外の場長は、別表第四に掲げる事項を専決するものとする。

（専決の制限等）

第五条 特命のあった事項、異例若しくは特に重要と認められる事項又は疑義のある事項については、前条の規定にかかわらず、上司の決裁を受けなければならない。

2 所長は、別表第一に掲げる事務であっても、前項の例により上司の指示を受けなければならない。

（代決）

第六条 所長が不在のときは、主管課長（主管課長が不在のときは、あらかじめ所長が指定する課長）が所長の決裁することのできる事項を代決することができる。

（報告等）

第七条 所長及び場長は、決裁した事項のうち上司において了知しておく必要があると認められるものについては、速やかに上司に報告しなければならない。

2 代決した者は、代決した事項のうち重要と認められるものについては、速やかに所長の後関に付さなければならない。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

別表第一（第三条、第五条関係）

- 一 行政文書の公開請求に対する決定
- 二 行政文書の公開請求に対する決定期間の延長
- 三 行政文書の公開に係る手数料の減免
- 四 個人情報の開示請求及び訂正請求に対する決定
- 五 個人情報の開示請求及び訂正請求に対する決定期間の延長
- 六 個人情報の取扱いの是正の申出に対する処理
- 七 庁舎敷地内における駐車場の承認
- 八 庁舎又はその内部の室へ立入りの禁止
- 九 庁舎内の会議室の使用の承認
- 十 庁舎内における文書、図書等の頒布若しくは掲示又は物品の販売等の許可
- 十一 庁舎の防火管理者及び火元責任者の指定
- 十二 一件五千万円未満の工事（以下「所管工事」という。）の施行又は変更の決定
- 十三 所管工事に係る契約の予定価格又は最低制限価格の決定
- 十四 所管工事に係る請負工事の下請負人の承認
- 十五 所管工事に係る工事検査員の任命
- 十六 所管工事の施行の中止及びその解除並びに工期の延長
- 十七 収入の調定
- 十八 収入の命令及び通知
- 十九 予算の令達額の範囲内における支出負担行為及び支出の命令
- 二十 所管工事に係る前金払又は部分払の決定
- 二十一 不用品の処分

別表第二（第四条関係）

- 二十二 入札執行責任者の指名
 - 二十三 債権の管理
 - 二十四 企業用財産の目的外使用のうち、水道引込管、ガス引込管及び電柱の設置並びにその他使用期間が一年以内のものに係る承認又は許可
- 一 所属職員の事務分担の決定
- 二 所長の県内旅行命令及び所属職員の内国旅行命令並びにその復命の受理
 - 三 所属職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務又は宿日直勤務の命令
 - 四 所長及び所属職員の休暇（病気休暇（公務又は通勤による負傷又は疾病に係るものに限る。）及び介護休暇を除く。）の承認その他服務上の承認又は許可
 - 五 所長及び所属職員の部分休業の承認等
 - 六 所属職員の職務専念義務の免除
 - 七 所長及び所属職員の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更
 - 八 所長及び所属職員の代休日の指定
 - 九 交替勤務職員の週休日、勤務時間の割振り、休憩時間及び休憩時間の決定
 - 十 所長及び所属職員の扶養親族の認定並びに通勤手当及び住居手当の決定並びにこれらの確認
 - 十一 臨時職員の雇用
 - 十二 輕易な通知、申請、届出、照会、回答等の受理及び提出
 - 十三 輕易な広報並びに資料の収集、作成及び配布
 - 十四 用地の取得に関する契約及び物件の移転その他の損失補償に関する契約の締結
 - 十五 用地取得に伴う登記
 - 十六 工事の施行に必要な土地、建物等の一時借上げ
 - 十七 一件の評価額が二十万円未満の固定資産（土地を除く。）の処分
 - 十八 天災地変その他非常の場合の応急措置
 - 十九 水質の測定及び記録
 - 二十 工業用水に係る給水施設工事の施行承認並びに給水施設の使用開始、休止及び廃止の届出の受理

- 二十一 水道用水に係る受水開始及び休止の届出の受理
- 二十二 十日未満の給水制限等の決定及び給水制限等の通知
- 二十三 給水を制限し、又は停止したときの料金の減免
- 二十四 給水装置の管理人の選定、変更等の届出の受理
- 二十五 給水装置の管理人の変更命令
- 二十六 給水装置の切離しの決定
- 二十七 簡易水道に係る私設消火せんの使用の許可
- 二十八 簡易水道に係る用途変更の届出の受理
- 二十九 使用水量の決定及び通知
- 三十 延滞金の徴収
- 三十一 簡易水道に係る予納金の免除の決定
- 三十二 公舎の使用の許可及びその取消し
- 三十三 公舎に主として使用者の収入により生計を維持する者以外の者を同居させることの承認

別表第三（第四条関係）

- 一 場長及び所属職員の県内旅行命令及びその復命の受理
- 二 所属職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務又は宿日直勤務の命令
- 三 場長及び所属職員の休暇（病気休暇（公務又は通勤による負傷又は疾病に係るものに限る。）及び介護休暇を除く。）の承認その他服務上の承認又は許可
- 四 場長及び所属職員の部分休業の承認等
- 五 場長及び所属職員の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更
- 六 場長及び所属職員の代休日の指定
- 七 所属職員のうち交替勤務職員の週休日、勤務時間の割振り、休息時間及び休憩時間の決定
- 八 水質の測定及び記録

別表第四（第四条関係）

- 一 場長及び所属職員の県内旅行命令及びその復命の受理
- 二 所属職員の時間外勤務又は休日勤務の命令

- 三 場長及び所属職員の年次休暇の承認
- 四 場長及び所属職員の部分休業の承認等
- 五 水質の測定及び記録

平成十五年七月一日印刷発行

印刷発行所
香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています